

# 夏

の交通安全県民運動が実施されます

【運動期間】7月15日(日)～24日(火)

夏季の行楽シーズンに向けて、交通量が増加するほか、夏休みに入る子どもたちの活動が活発化する時期を迎えました。交通事故は、一人一人がちよっとした事に注意し、実践することにより防げることも多くあります。運動の重点項目は次の4つです。みんなで事故に遭わない、起こさないよう心がけましょう。

### 【高齢者と子どもの交通事故防止】

(高齢ドライバーを含む)歩行者にやさしい運転をしましょう！

### 【全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底】

後部座席も必ずシートベルトを着用しましょう！

### 【歩行者・自転車の安全確保】

歩行中や運転中のスマホ操作などは禁止です！歩行者も自転車もルールとマナーを守りましょう！

### 【飲酒運転・過労運転の根絶】

飲酒運転や夏バテなどによる過労運転をしないよう家族や職場、地域ぐるみで取り組みましょう！



☎ 総合コールセンター たかしま交通安全推進協議会(交通政策課) ☎ (22) 0058

# 高島の夏まつり

高島を彩る地域の夏まつりの日程を紹介します。

## 2018あど川夏まつり 宴JOYあどがわ

- ▶日時 7月28日④ 17時～21時30分
- ▶場所 健康の森梅ノ子運動公園特設会場
- ▶内容 園児創作みこし、ステージ発表、模擬店など

☎ あど川夏まつり実行委員会(安曇川支所内)

☎ (32) 1131

## 近江今津ふるさと夏まつり “やっさ！今津！！2018”

- ▶日時 8月1日④ 16時～21時30分
- ▶場所 高島市民会館駐車場
- ▶内容 高島音頭総おどり、模擬店、ステージイベント、花火大会など

☎ 近江今津ふるさと夏まつり実行委員会(今津支所内)

☎ (22) 2551

## マキノサマーカーニバル2018

- ▶日時 8月4日④ 16時～21時
- ▶場所 マキノサニービーチ高木浜
- ▶内容 ライブステージ、ビンゴ大会、ふるさとバザール、花火大会など

☎ 四季遊園マキノ交流促進協議会

☎ (28) 8002

## 2018たかしま夏まつり

- ▶日時 8月5日④ 15時～20時30分
- ▶場所 萩の浜(北浜)
- ▶内容 ステージ発表、屋台村、抽選会、花火大会など

☎ たかしま夏まつり実行委員会

☎ (36) 2011

## 太陽光発電システム設置補助制度のご案内

☎ 環境政策課 ☎ (25) 8104

市では、地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーの有効利用を促進し環境にやさしいまちづくりを推進することを目的に、住宅用・事業所用太陽光発電システムを設置される方に補助金を交付しています。

詳しい要件や申請方法は、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

### 【住宅用】

- 主な補助対象の要件
  - ▼市内に住所を有し自らが居住する住宅等に設置する方
  - ▼太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満 など
- 補助金の額
  - ▼1キロワットあたり3万円(限度額10万円)

### 【事業所用】

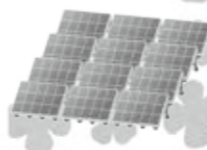
- 主な補助対象の要件
  - ▼市内の事業所に設置する法人等
  - ▼太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット以上 など
- 補助金の額
  - ▼1キロワットあたり1万円(限度額50万円)



←住宅用はこちら



←事業所用はこちら



## 福祉の職場説明会



- 日時 7月8日④ 13時～16時
- 場所 安曇川公民館
- 対象者 福祉の仕事に関心がある方  
平成31年3月卒業予定者(高校生は除く) など
- 内容
  - 13時～ 講演「介護と医療の連携や多職種連携について」  
～地域で生活を支える～  
講師：びわこ学院大学短期大学部  
ライフデザイン学科 准教授 山和美氏
  - 取組報告「高島市での多職種連携について」  
報告者：高島市健康福祉部  
地域包括支援課 古谷 靖子主監
  - 14時～ 事業所説明会(ブースにて)  
資格取得相談、移住・定住相談

高島でつなぐふくしの“わ”  
福祉の職場を紹介します！



これからますます必要とされる、福祉分野の仕事。市内の福祉施設や事業所(高齢者・障がい者・児童関係)を知っていただく「福祉の職場説明会」を開催します。福祉の仕事に関心がある方、子育てしながら働きたい方、定年後も働きたい方、皆さんのご参加をお待ちしています！

☎ 社会福祉課 ☎ (25) 8120

家族で地域で子どもたちを守ろう

7月は青少年の非行・被害防止強調月間

7月は「青少年の非行・被害防止強調月間」です。飲酒、喫煙などの非行や、犯罪に巻き込まれないように地域全体で青少年を見守り、支え育てる環境が大切です。家庭、学校、地域などが、それぞれの役割や責任を果たしつつ、相互に協力しながら、一体となって青少年の非行・被害防止に取り組みましょう。

J・Kビジネスの危険



近年、大都市の繁華街を中心に、女子高生たちによるマッサージュや会話などで楽しませる接客サービスを行う営業が見られ、「JKビジネス」と呼ばれています。問題のないアルバイト先に見える場合でも、性的なサービスを強要されるなど、被害にあうケースが多くあります。

このJKビジネスは、大都市だけの問題ではありません。市内の青少年においても、簡単にバイトができると思いき、SNSを通じて出会い、犯罪被害にあう危険性があります。

ご家庭や地域の皆さんへ

▼青少年の非行・被害防止

夜あそびや夜更かしなどの行動は、生活リズムの乱れにつながります。また、喫煙、飲酒、深夜徘徊などの問題行動は、不良行為にあたります。家庭や地域での積極的な声かけをお願いします。青少年について気になる行動がある場合、高島市少年センターまでご連絡ください。

【お問い合わせ】

問 青少年課 ☎ (32) 4458  
問 高島市少年センター ☎ (32) 3828

7月1日～7日は、高島市子ども虐待防止推進週間  
守れなかった命を見つめて  
ストップ!! 児童虐待

平成18年7月5日、市内で当時2歳の女の子が保護者からの虐待によって、幼い命が奪われる事件が起きました。

このような悲劇を二度と繰り返さないために、市では、7月1日～7日を「子ども虐待防止推進週間」として児童虐待防止を啓発しています。

滋賀県内で児童虐待件数は、年々増加傾向にあります。

“子どもの安全・安心を守るためにできること”をこの週間を機に考えてみましょう。

オレンジリボンキャンペーン  
～七夕プロジェクト～



期間：7月1日⑩～7日⑤まで

期間中、市役所1階ロビー玄関前にてオレンジリボンキャンペーンコーナーを設置します。このコーナーでは、子どもの成長や幸せを願い、七夕笹飾りおよび千羽鶴を作成しています。ご来庁の際は、ぜひご協力をお願いします。



問 子ども家庭相談課 ☎ (25) 8517

身体障害者相談員および  
知的障害者相談員が  
相談をお受けします!



身体に障がいのある方や知的障がいのある方、また、そのご家族を対象に、日頃のご家庭での生活における困りごとや悩み事、障がい者福祉全般に関する相談をお受けします。秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

▼身体障害者相談員

※敬称略

氏名	住所・電話番号
金谷 照夫	マキノ町海津 (28) 0453
清水 政治	今津町桂 (22) 1386
足立 勲	新旭町藁園 (25) 2848
清水 透弘	安曇川町青柳 (32) 4208
山本 重夫	新旭町熊野本 (25) 3889
中江 光男	音羽 (36) 0630

▼知的障害者相談員

※敬称略

氏名	住所・電話番号
石田 孝義	今津町大供 (22) 0876
駒井 正一	安曇川町北船木 (34) 0658
小嶋 典子	勝野 (36) 2040

「高島サマーホリデー」ボランティア募集!

養護学校や小中学校の特別支援学級に通う児童・生徒の皆さんに、夏休みを有意義に過ごしていただくため、「高島サマーホリデー」を開催します。創作やプール遊びなどさまざまな活動を通じて、子どもたちとふれあいながら1日を楽しく過ごします。この事業をお手伝いして下さるボランティアを募集しています。マンツーマンで参加児童・生徒と1日一緒に過ごしていただける方であればどなたでも大歓迎です。



▼開催会場と期間

《安曇川世代交流センター》  
7月24日⑩～27日⑤、  
7月31日⑩～8月3日⑤、7日⑩～10日⑤  
《今津老人福祉センター》  
8月21日⑩～24日⑤

▼時間 9時～16時

▼募集締切 7月13日⑤  
※13日以降はお問い合わせください。

問 障がい福祉課 ☎ (25) 8516

困ったことがあれば、  
相談してください。

学校のことや友達のことや落ち込んだり、イライラしたり、悩んだりしていませんか。ひとりで悩まず誰かに相談しましょう。

▼相談方法

面談(来所・訪問)、電話

※事前予約により、下記時間外や土曜日・日曜日、祝日の相談にも応じます。また、相談場所をご相談に応じます。まずはお電話ください。

▼相談時間

月～金曜日 9時～17時  
(土日、祝日、12月29日から1月3日まで休み)

問 子ども・若者支援センター “あすくる高島”  
安曇川町田中 455 番地

不登校家族学習会

思春期において不登校状態にある子どもへの理解を深め、家族の対応方法について一緒に考えます。参加申し込みが必要です。(無料)

▼日時 7月25日⑩ 13時30分～15時

▼場所 新旭公民館(観光物産プラザ)

▼対象者

不登校状態の子どもを支えるご家族

▼内容

「不登校について～親の役割～」

講師 スクールソーシャルワーカー 鈴木 秀一氏

▼申込方法

電話にて、氏名・連絡先をお知らせください。

▼申込先 子ども・若者支援センター

“あすくる高島” ☎ (32) 3828

相談専用電話 ☎ (32)3824

## 高島市美術協会公開講座

対象者：市内に在住または勤務、通学する高校生以上 社会教育課 ☎ (32) 4457

### 【立体の部】

頭像制作を通じて、立体に関わる表現力を高めてみませんか？

▼日時：7月28日☀、29日☀

8月18日☀、19日☀

全て9時～15時

▼場所：安曇川高校美術室

▼内容：彫塑（頭像制作）

▼講師：美術協会会員（立体部門員）

▼持ち物：古布（タオル2枚）

ビニール袋（ゴミ袋大1枚）

▼受講料：1,000円（実習材料費は別途）

▼定員：先着10人

▼申込締切：7月20日☀

▼申込方法：はがきかファックスで

①住所、②氏名、③年齢、④電話番号、⑤性別を記入の上、お申し込みください。

▼申込先：高島市美術協会 川合さん

〒520-1217 安曇川町田中355番地

FAX (32) 1764

☎ 安曇川高校 美術科・藤本さん

☎ (32) 0477

### 【平面の部】

さまざまな静物を組み合わせて、楽しく絵を描きます。（楽器、牛骨、夏の花など）

▼日時：7月28日☀ 9時～16時

※半日参加も可能

▼場所：安曇川公民館

▼講師：美術協会会員（平面部門員）

▼持ち物：道具一式（水彩、油絵など自由）、スケッチブックもしくはキャンバス

▼受講料：無料

▼定員：先着15人

▼申込締切：7月26日☀

▼申込方法：はがきかファックスで

①住所、②氏名、③年齢、④電話番号、⑤性別を記入の上、お申し込みください。

▼申込先：高島市美術協会 山川さん

〒520-1511 新旭町藁園2980番地3

FAX (25) 3539

☎ 高島市美術協会

理事（平面の部）白井さん

☎ (36) 0312



## 介護保険のサービスを 利用されている皆さんへ

介護保険のサービスを利用したときは、サービス費用の1割（一定以上の所得の方は2割）を負担していただいていたましたが、8月の利用分から、特に所得の高い方には3割を負担していただくことになりました。

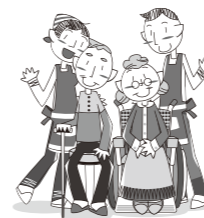


### 【特に所得の高い方は】

本人の合計所得金額が220万円以上の方で、年金収入+その他の合計所得金額が、「単身で340万円以上」または、「65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上」の方

3割の負担となった場合でも、月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えた額については、高額介護サービス費等が支給されます。（対象の方には、市からお知らせします。）

※福祉用具購入費、住宅改修費は高額介護サービス費等の計算対象とはなりませんのでご注意ください。



☎ 長寿介護課 (25) 8029

### ▼国民健康保険税の税率・税額

項目	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	7.9%	2.6%	2.4%
均等割額	26,800円	8,600円	11,000円
平等割額	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯	6,800円	6,000円
	特定世帯	3,400円	-
	特定継続世帯	5,100円	-
課税限度額	58万円	19万円	16万円
対象となる方	0歳以上75歳未満		40歳以上65歳未満

### ▼軽減措置（5割軽減・2割軽減）の対象の拡大

世帯主ならびにその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した総所得金額等が、それぞれ次の計算式による値を超えない世帯（7割軽減については変更ありません）

○均等割額と平等割額が5割軽減される世帯

≪改正後≫ 改正前 27万円  
基礎控除額（33万円）+ **27.5万円** ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）

○均等割額と平等割額が2割軽減される世帯

≪改正後≫ 改正前 49万円  
基礎控除額（33万円）+ **50万円** ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）

※総所得金額等については、専従者給与の計算方法が異なりますので、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する方をいいます。

## 本年度から軽減措置の対象が拡大されます

本年度の国民健康保険税率は次のとおりです。（前年度と変更ありません。）年税額は、7月に決定してお知らせします。

国民健康保険の被保険者の皆さんへ

☎ 国税務課 (25) 8116

## 高島市体育協会の 新会長に伊藤さんが就任



このたび、新しく高島市体育協会の会長に伊藤隆樹さん、副会長に横木勝さんが就任されました。また、井花春美さんには引き続き、副会長を務めていただきます。これまで会長、副会長を務められた市川清さん、金田隆市さんには、長きにわたり市民スポーツの推進にご尽力をいただきましたことに対し感謝いたします。



伊藤 隆樹さん

井花 春美さん

横木 勝さん

☎ 市民スポーツ課 (32) 4459



## 後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

(75歳以上の方および65歳から74歳までで一定の障がいのある方)



### 平成30年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成30年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵便でお送りします。

#### ▶保険料の計算のもとになるのは？

平成29年中の所得に基づいて計算します。

#### ▶保険料の納付方法は？

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

#### ▶「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」とは？

入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関にこの認定証を提示すると、窓口での医療費のお支払いの上限が限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます。

#### ▶対象となる方は？

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成30年度の住民税が世帯全員非課税の方

#### ▶手続き方法は？

平成30年7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの方で、平成30年8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封してお送りします(申請手続きは不要)。

#### ▶対象となる方で

##### 限度額認定証をお持ちでない方は？

保険年金課または各支所で申請してください。

##### 【持ち物】被保険者証と印鑑(認印可)

※代理の方は委任状が必要です。

### 新しい被保険者証を7月中にお送りします

うぐいす色

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便でお送りします。

#### ▶8月1日は被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入されている方全員の被保険者証が新しくなります。

8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください。

(有効期限をお確かめください。)



### 医療制度が改正されました！

#### ▶平成30年8月から、「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

「現役なみ所得者(3割)」の方にも「限度額適用認定証」が交付されることになりました。詳しい案内は、7月に被保険者証に同封して郵送するチラシをご覧ください。

#### ▶平成30年4月から、保険料の軽減率が変わりました。

詳しい案内は、7月に医療保険料額決定通知に同封して郵送するチラシをご覧ください。

#### ▶平成30年8月から70歳以上の皆さんの高額療養費の上限額が変わります。

詳しい案内は、7月に被保険者証に同封して郵送するチラシをご覧ください。



## 国民健康保険加入の皆さんへ



### 【高額療養費】自己負担限度額を超えた医療費を支給します

医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた金額を支給します。保険がきかない差額ベッド代、入院時の食事療養費にかかる標準負担額などは、支給の対象外です。

自己負担限度額は、所得の状況や世帯での支払い状況等によって異なります。詳しくは保険証交付の際にお渡ししている「滋賀県の国保」のしおりをご覧ください。

### 新しい高齢受給者証を7月中旬にお送りします

新しい高齢受給者証を7月中旬に市から郵送します。新しい受給者証が届いたら記載内容をご確認ください。古い受給者証は、保険年金課または各支所にお返しいただくか、ご自宅で裁断などして廃棄してください。

高齢受給者証は、70歳の誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)から75歳の誕生日の前日まで交付されるもので、医療機関での負担割合を記載した証です。

病院や薬局などでは、被保険者証と高齢受給者証の2枚をご提示ください。

### 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。

認定証をお持ちの方には、更新に関するご案内を7月上旬に郵送しますので、保険年金課または各支所で手続きしてください。手続きをされた方には、7月下旬に更新した認定証を郵送します。☆この認定証は、医療機関の窓口で提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。現在お持ちでない方も、入院などで支払いが高額になる場合は、保険年金課または各支所で申請してください。

#### ○持ち物

国保の被保険者証、印鑑、認定証(現在お持ちの方)、本人確認書類(運転免許証等)、世帯主および対象者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの。過去12か月で90日以上入院されている方は、そのことがわかる領収書、委任状(同一世帯でない方が申請される場合)

### 福祉医療費受給券などの更新手続きはお済みですか？

#### ▶受給券の有効期限

福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療を除く)、重度心身障害老人等福祉助成券および精神科通院医療費受給券の有効期限は7月31日です。

受給券の更新は、本人または保護者からの申請が必要です。申請書の提出がない場合は、受給資格がなくなることがあります。

#### ▶受給券の申請受付

現在、受給券の交付を受けている方には、6月25日を締切日として、更新手続きのご案内をお

送りしています。まだ申請がお済みでない方は、至急保険年金課または各支所の窓口で申請をお願いします。

#### ▶所得の申告はお済みですか？

平成30年度所得(平成29年収入分)の申告がお済みでない方は、必ず申告をお願いします。また、平成30年1月1日現在で高島市に住民登録のない方は、前住所地で、【課税(非課税)証明書】を取得していただく必要がありますのでご注意ください。